

## 한글正書法（1）

（執筆者：柿苑）

### 〔1〕正書法（Orthography）とは何か。

ある言語を文字で書き表す場合、その社会で標準とされる表記の形式およびその体系を正書法という。欧米の諸言語では、単語のつづり、分かち書き、ハイフンの使い方などに関する標準的な表記法をいう。

正書法は一般に一種類の文字体系を使用している社会における規範である。標準とする形式以外は誤りとされるのが普通である。

### 〔2〕日本の正書法

日本のように、複数の文字体系を併用している社会で、果たして正書法が成立するか否かということについては、さまざまな意見がある。たとえば、「イヌ」という単語については「犬」、「いぬ」、「イヌ」のどれも誤りとはいえない。このような言語では、正書法は成立しないという意見も有力である。これに対して、仮名遣い、送り仮名などにも一応の基準があり、漢字の使い方にも一定の枠があることから、緩やかではあるが、正書法が存在するという見方もある。「常用漢字表」をはじめとする言語施策が存在し、官庁、学校、新聞、放送などの分野では、表記の基準が守られているとするものである。

ただし、これらの基準は、かなり限定された条件の下に存在する。「現代仮名遣い」は、ある単語を仮名で書くなればという前提で成立している。同様に、「送り仮名の付け方」は、和語を漢字で書く場合の規則である。これらの規則では、本則に対して許容を認めることが少なくない。「うなづく」に対して「うなづく」、「行う」に対して「行なう」がそれぞれ許容される。「付属」に対して「附属」、「年齢」に対して「年令」のようにゆれているものがある。

日本語の表記の歴史を大局的に見れば、複数の表記形式を整理し、統一する方向にあることは確かである。日本語の国際化や言語情報処理の進展によって、正書法の必要性はいつそう強まると見られる。（日本語辞典、野村雅昭・小池清治、1992 刊行参考）

### 〔3〕 한글正書法

#### 普通学校用諺文綴字法

普通学校（総督府時代の初等学校の名称）で한글（諺文）を教える以前は、各家庭での伝習によって한글を覚えた。家庭では一定の教科書もなく、反切表を基本に覚えていった。こうして各家庭で覚えた한글はあまりにも無規則で、統一性がなく、発音のまま書いていたので、文字としての機能を十分に果たすことができなかつた。それでも한글は基本的に表音文字であるので、書いたのを声を出して読めば意味を理解することができた。そのような状況でも、漢文の読み書きができない人にとっては大変貴重な文化財であった。

このような状態のとき、朝鮮総督府は普通学校用の「朝鮮語読本」を編さん（纂）した。編さんに当たって、한글の表記法を整理・統一する必要性を痛感したに違いない。

そこで、1917年（大正6年）「普通学校用諺文綴字法」を決めた。この内容については広く知られていないので、資料として添付した。

### 〔4〕 한글の正書法

1894年、甲午改革（韓国では甲午更張《갑오경장》という。本項目の末尾に解説を添えておく）当時、韓国の国語・国文の整理運動が始まってから、맞춤법 통일안（綴字統一法）の初版が出るまで、丁度40年の歳月が流れた。その間、多くの学者、有志、知識人の尽力によって綴字法の整理が1933年にでき上がった。この綴字法を「한글 맞춤법 통일안」という。この整理事業の中心になって推進したのは朝鮮語学会の諸氏であった。この「한글맞춤법통일안（ハングル綴字法統一案）」は朝鮮語学会（後に한글학회）の機関紙「한글」第6巻第1号（1938年1月発行）から第8巻第3号（1940年4月発行）まで、20回にわたって連載された。後に単行本で発行された。単行本として出るまでの過程を見ると、1933年に原案初版、1937年に修正版、1940年に改訂版、1948年に한글版が発行された。

1988年「한글맞춤법」が告示されるまでは、政府が한글맞춤법통일안によって教科書を編纂し、社会もこれに従った。

甲午改革とは、1894年、甲午の年から翌年にかけて行われた朝鮮朝の政治改革のことである。韓国では甲午更張（갑오경장）または、甲午改革（갑오개혁）という。甲午年の農民の闘争を機に出兵した日本は、日清戦争の口実として朝

鮮の内政改革を主張し、1894年7月には王宮を占領して大院君（下記の注1参照）を擁立、金弘集を首班とする開化派の政権を成立させた。

新政権は官制の改革、科擧の廃止、租税の金納、身分差別の撤廃、拷問の廃止など、改革は広範囲に及んだ。日本の軍事力を背景とした、上からの改革という性格が強かった。1895年10月には日本人による閔妣（下記の注2参照）殺害があった。一連の改革は、朝鮮社会の近代化をすすめるうえで、ひとつの画期をなしたと同時に、日本資本主義の進出のための道をひろげるものともなった。（朝鮮を知る辞典から）

### 〔5〕 韓国現行語文規定

韓国政府は한글학회（朝鮮語学会）の統一案をそのまま正書法として使っていたが、文教部は次のような告示をもって正書法を定めた。

- a. 한글 맞춤법      告示 第88 - 1号 (1988. 1. 19)
- b. 표준어 규정      告示 第88 - 2号 (1988. 1. 19)
- c. 外来語表記法      告示 第85 - 11号 (1986. 1. 7)
- d. 국어의 로마자 표기법      告示 第84 - 1号 (1984. 1. 13)

注1：大院君：王になれなかった王の実父を大院君という。ここでは朝鮮朝第26代高宗王の実父、興宣大院君を指す。

注2：閔妣：第26代王の妣で、興宣大院君の執政を退け、高宗の親正を実現させた。

## 普通学校用諺文綴字法 (보통학교용 언문철자법)

現行の한글正書法である「한글 맞춤법 (1988年告示)」以前に一種の正書法ともいふべき한글綴字法があつた。1917年(大正6年)、朝鮮總督府編纂「朝鮮語法及會話書」の末尾に「普通学校用諺文綴字法」がある。

このことについてはあまり広く知らされていないので、ここに紹介する。  
(普通学校：現在の小学校)

### 緒言

- 一、本諺文綴字法は曩に本府が調査囑託員に命じて調査決定せしめたるものなり。
- 一、本諺文綴字法は従来諺文綴法が区々に亘り、教授上不便少なからざるにより、普通教育上に使用せしむる目的を以て、特に之を一定し、普通学校用教科書に採用したるものなり。
- 一、本綴字法は大體左の方針に依れり。
  - イ) 京城語を以て標準とす。
  - ロ) 表記法は表音主義に依り、発音に遠かれる歴史的綴字法等を之を避けたり。
  - ハ) 漢字音を以てする語を諺文にて書き表はす場合には、特に従来の綴字法を採りたり。
- 一、本綴字法には参考として、国語の五十音・濁音・長音等の表記法をも併記せり。

### 普通学校用諺文綴字法

- 一、正格なる現代京城語を標準とし、可成従来慣用の用法を取りて、発音通りの書き方をなす。

(例)

가르친다	(教へる)	하야서	(して)
아침	(朝)	되여서	(なつて)
매우	(甚だ)	일음	(名)
아름다운	(美しい)	빛친다	(照る)
다섯, 여섯	(五つ、六つ)		

- 二、純粹朝鮮語に於ては、「・」を使用せず、「ト」に一定す。  
 三、純粹朝鮮語に於ては、ㄷ行及びㅌ行はト列・ㄴ列・ㄹ列・ㄷ列のみに使用し、其の他の列にはㅍ行及びㅍ行を使用す。  
 四、純粹朝鮮語にして従来トㅌㅍㅑㅓㅕㅗㅛㅜㅝㅞ兩用の置き方あるものは、ト・ㅌ・ㅍ・ㅑ・ㅓ・ㅕ・ㅗ・ㅛ・ㅜ・ㅝ・ㅞに一定す。

(例)

쉰 (五十)            적다 (小さい)  
 하여서 (して)        조흔 (よい)

- 五、二・三・四の三項は、漢字音を以てする語を諺文にて書き表はす場合には及ぼさず。是れ其の韻を乱すの虞あるを以てなり。  
 六、活用語の活用語尾は、可成語の本形と區別して書く。

(例)

먹엇소 (食った)            들어간다 (入る)  
 삶아먹엇소 (煮て食った)    붉은 빛 (赤い色)

但し左の如き語は例外とす。

(1) 어를 더と書く場合。

마닷소 (受けた)            어뎛소 (得た)  
 ㅅㅅ뎛소 (むしった)

(2) 어를 저と書く場合。

마지가저젓소 (袴が湿った)  
 개가지젓소 (犬が吠えた)  
 해가느젓소 (日が暮れた)

- 七、左の如き場合には、助詞은・을을 혼・흔と書いて、實際の発音を表記する。

(例)

갓흔 (同じ)            갓흔 (同じ)  
 높흔 (高い)            높흔 (高い)  
 붓흔 (附いた)        붓흔 (附くべき)  
 갑흔 (報いた)        갑흔 (報ゆべき)

- 八、形容を副詞とするときに用ふる接尾語히は、其の儘に히と書き表はす。

(例)

깊히 (深く)            급히 (急に)  
 가벼히 (軽く)        브즈런히 (精勤に)

- 九、従来二様の書き方ある助詞ㄴ・ㄴ、ㄹ・ㄹはㄴ、를に一定す。

十、助詞이 (が)・을 (を)・에 (に)・으로 (で、に) は、上に来る語に依りて、左の書き方を取りて實際の発音を表記す。

(1) 이을히・시・치・기と書く場合。

(例)

압히 (前が)	나히 (年齢が)
갑시 (價が)	삭시 (賃金が)
入꽃치 (花が)	숯치 (炭が)
맞기 (外が)	

(2) 을을 흘・슬・출・글と書く場合。

(例)

나흘 (年齢を)	압흘 (前を)
갑슬 (價を)	삭슬 (賃金を)
入꽃출 (花を)	빗출 (色を)
맞글 (外を)	

(3) 은을 혼・슨・츄・근と書く場合。

(例)

나혼 (年齢は)	압혼 (前は)
갑슨 (價は)	삭슨 (賃金は)
入꽃츄 (花は)	숯츄 (炭は)
맞근 (外は)	

(4) 에을 헤・세・체・계と書く場合。

(例)

압헤 (前に)	入긔헤 (端に)
갑세 (價に)	삭세 (賃金に)
入꽃체 (花に)	빗체 (色に)

(5) 으로을 흐로・스로・츄로・그로と書く場合。

(例)

압흐로 (前に)	맞흐로 (畑に)
갑스로 (價に)	삭스로 (賃金で)
入꽃츄로 (花で)	빗츄로 (色で)
맞그로 (外に)	

但し 낫(晝)・곳(處)は낫이(晝が)・곳에(處に)等と書く。

十一、된시옷の記號には人のみを使用し、ㅅ서・까等の如き書き方を取らざること。

十二、五十音は別表の通り書き表はすこと。

- 十三、國語濁音を諺文にて記する場合には、別表の通り、國語と同様「:」を字の右肩に打つこと。(濁音表記につきては、従来 **아가**・**까**・**오가**等の書き方あれども、何れも國語濁音に近き発音を出し得るに過ぎずして、正確に國語濁音に中らず。要するに純濁音は古来朝鮮になき音なれば、寧ろ新紀號を定むるを可なりと認む。)
- 十四、國語及び外國語の長音を表はすには、**·고**・**·가**・**·지**・等の如く、字の左肩に「·」を施す。
- 十五、普通学校の漢文には吐(諺文の送り假名)を附す。  
但し吐は可成古經書に準拠し、基の綴字法は前諸項に記する所に依る。
- 十六、漢字音は甚だしき俗音ならざる限り、時音を採用す。

### 五十音表

アイウエオ	아이우에오
カキクケコ	가기구게고
サシスセソ	사시수세소
タチツテト	다지두데도
ナニヌネノ	나니누네노
ハヒフヘホ	하히후헤호
マミムメモ	마미무메모
ヤイユエヨ	야이유에요
ラリルレロ	라리루레로
ワヰウヱヲ	와이우에오

(濁音)

ガギグゲゴ	가기구게고
ザジズゼゾ	차지주제조
ダヂヅデド	다지두데도
バビブベボ	마미부메보

(半濁音)

パピプペポ	마미부메보
-------	-------